（単体発注・事後審査型）

沖縄県環境整備センター株式会社が発注する沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設移設工事について、一般競争入札(以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和5年５月　１日

沖縄県環境整備センター株式会社　代表取締役社長　照屋　義実

**１．工事概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) | 工事名 | 沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設移設工事 |
| (2) | 建設場所 | 名護市字安和2045番地1 |
| (3) | 工種 | 産業廃棄物管理型最終処分場（被覆型）工事一式 |
| (4) | 工事内容 | 管理型最終処分場被覆施設移設工事（別冊発注仕様書のとおり）、設計・施工一括発注 |
| (5) | 工期 | 契約締結日の翌日から令和6年２月28日まで |
| (6) | 発注形態 | 単独企業又は特定建設工事共同企業体（JV）、共同企業体の構成員の数は3者以内とする。 |
| (7) | 資格審査方法 | 事後審査型 |
| (8) | その他適用のある法令、制度等本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。 | 〇 | リサイクル法 | ※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 |
|  |  | 最低価格制限制度 | ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 |
| (9) | 適用する労務単価 | 令和5年3月労務単価 | ※本工事は概算工事設計書を参考に積算しており、入札参加者は発注仕様書及び概算工事設計書を参考に見積りを行い入札すること。 |
| (10) | 本工事係る発注支援業務の受託者 | 株式会社　エイト日本技術開発 |
| (11) | その他右表のうち、○印を付した要件を満たすことを要する。 | 〇 | 週休２日試行工事 | ※本工事は、週休２日の取組を推進するための試行工事である。詳細は、発注仕様書を参照のこと。 |
|  | 発注者指定型 | ※本工事は、ＩＣＴ活用工事の対象工事である。 |
|  | 施工者希望型 | ※本工事は、施工者の希望によりＩＣＴ活用工事を実施するものとする。 |
|  | 難工事指定試行工事 | ※本工事は、施工実績をその後の工事発注での総合評価において、「難工事施工実績」として加点評価するための試行工事である。詳細は、特記仕様書及び総合評価方式の運用等を参照のこと。 |
|  | 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用試行工事 | ※本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事の試行対象である。受注者が希望する場合、活用試行を実施する。詳細は、特記仕様書及び沖縄県建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事試行要領（案）による。 |

**２　入札参加資格**

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (1) | 業種 | 土木工事業、建築工事業清掃施設工事業 | (1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第５条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法(昭和24年法律第100号)第３条に定める(4)の許可を受けた者であること。なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 |
| (2) | 等級 | 単独企業 | 県土木特A |
| JV | 代表構成員 | 県土木特A |
| その他構成員 | 県清掃施設工事業 |
| (3) | 建設工事入札参加資格者名簿登録年度 | 令和５・６年度 |
| (4) | 許可区分 | 単独企業 | 特定建設業 |
| 代表構成員 | 特定建設業 |
| その他構成員 | 特定建設業 |
| (5) | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。 |
| (6) | 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。 |
| (7) | 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。 |
| (8) | 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第３条第２項の規定に抵触するものではない｡ア　資本関係次のいずれかに該当する二者の場合(ｱ)子会社等(会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合(ｲ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合イ　人的関係次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。(ｱ)一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。(ⅰ) 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役(ⅱ) 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役(ⅲ) 会社法第２条第15号に規定する社外取締役(ⅳ) 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）４）組合の理事５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者(ｲ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合(ｳ一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 |

|  |  |
| --- | --- |
| (9) | 原則として、上記１-(10)に表示する発注支援業務の受託者（受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。ア　資本関係発注支援業務の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合(ｱ)子会社等と親会社等の関係にある場合(ｲ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合イ　人的関係設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ｱ)については、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。(ｱ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(ｲ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合(ｳ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 |
| (10) | 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。 |
| (11) | 対象期間 | 自　平成19年 4月 1日 | 左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。 |
| 至　令和 5年 3月31日 |
| 対象工事 | 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物管理型最終処分場の施工実績を有すること。 |
| 備考 | 共同企業体構成員としての施工実績の場合は、代表者であること。 |
| (12) | 配置予定技術者 | 設計責任者 | 資格区分 | 技術士（『総合技術監理部門（選択科目を「衛生工学－廃棄物・資源循環（廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画を含む。）」又は「建設部門」とする。）』、『衛生工学部門（廃棄物・資源循環（廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画を含む。））』又は『建設部門』の資格を有する者。又は1級建築士の資格を有する者。 |  |
| 監理技術者 | 資格区分 | １級土木施工管理技士、１級建築士、又は１級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの | 左記の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。 |
| 備考 |  |
| (13)) | その他条件右表のうち、○印を付した要件を満たすことを要する。 | 〇 | 地域要件 | (ｱ) 沖縄県内 | 左記の(ｱ)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(ｲ)に示す事業所が存在すること。なお、JVの場合は、代表者以外の構成員は、沖縄県内に従たる営業所が所在していること。 |
| (ｲ) 主たる営業所 |
|  | 経営事項審査評定値 | (ｱ)  |  |
| (ｲ)  |
|  | 赤土等流出防止対策施工実績 | 対象期間 | 自 | 左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること |
| 至 |
| 備考 | 施工実績の取扱いは、２-(11)備考に準ずる。 |
| (14) | 取抜き案件 | なし |

**３　入札手続き等**

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 手続方法 | 紙入札 |
| (2) 参考図書の閲覧 | 本入札に関し必要な参考図書については、以下により閲覧が可能である。閲覧可能日時　本公告の翌日から令和5年5月12日まで（土日祝日を除く）　　　　　　　9:00～12:00　13:00～16:00まで閲覧場所　　　沖縄県環境整備センター株式会社　名護市字安和2045-1閲覧に当たっては、事前に連絡し、時間等調整の上で行うこと。 |
| (3) 入札期日等 | 持参日時 | 令和 5年 5月 15日 15:00 |
| 持参場所 | 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場 安和エコパーク |
| 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 |
| 工事費内訳書の提出 | (1) 第１回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式自由）を提出すること。(2) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、 工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。(3) 提出された工事費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。 |
| 入札時の注意事項 | (1) 工事費内訳書は、上記の入札締切日時までに、安和エコパークへ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。(2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。(3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には工事名及び工事場所を記入すること。(4) 入札書のくじ番号(任意の数字３桁)を必ず記入すること。(5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。 |
| (4) 入札辞退等 | 入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。また、落札決定までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。 |
| (5) 開札日時 | 令和5年5月15日15:10 |
| (6) 落札候補者の選定及び事後審査の実施 | 開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が１位の者を落札候補者とする。事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。 |
| (7) 審査にかかる申請書等の提出 | 開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。 |
| 通知日 | 令和５年5月16日10:00 |
| 提出期限 | 令和5年5月19日17:00 |
| 提出先 | 〒905-0001 沖縄県名護市字安和2045番地1沖縄県環境整備センター株式会社沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場 安和エコパークTEL：0980-51-8811 | 提出部数 | 1部 |
| 提出方法 | 持参又は郵送（提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。）。 |
| (8) 入札参加資格の確認 | 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに通知する。令和５年5月26日（予定） |
| (9) 落札者の決定方法 | 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。 |
| (10) 本入札に係る資料の取扱い | ア　提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。イ　申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。ウ　提出された申請書等は、返却しない。エ　申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。オ　契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 |

**４　入札保証金及び契約保証金**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (1) 入札保証金 | 納付の良否 | 〇 | 免除（沖縄県財務規則第100条第２項第４号）※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の５を県に納付しなければならない。 |
|  | 以下により納付の必要あり。(沖縄県財務規則第100条) |
| 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の５以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。ア　有価証券等イ　金融機関の入札保証ウ　保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券エ　金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書※１　入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。※２　見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。※３　保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者(2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。 |
| (2) 契約保証金 | 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第４条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |

**５　その他の事項**

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 入札参加者等の遵守事項 | 入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得（※）」、「建設工事請負契約約款（※）」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1－13、1－16】http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html |
| (2) 入札の無効 | 本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 |
| (3) 配置予定技術者の確認 | 落札者決定後、CORIN等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、２（12）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。 |
| (4) 契約締結の時期等 | (1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後７日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 |
| (5) 火災保険等の要否 | 要 |
| (6) 支払条件 | 前払い | 契約金額の40%以内 |
| 中間払い | 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく |
| 部分払い | 「昭和47年７月11日土総第393号通知」に基づく回数 |
| (7) 請負代金の変更等 | 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。 |

**６　本公告に関する質問及び回答**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) 入札・契約手続に関すること | 問い合せ先 | 沖縄県環境整備センター株式会社 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場安和エコパーク　施設整備課長 久高 幸祥　電話：TEL：0980-51-8811 |
| (2) 上記(1)以外に関すること | 問い合せ先 | 沖縄県環境整備センター株式会社 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場安和エコパーク　施設整備課長 久高 幸祥　電話：0980-51-8811 |
| (3) 発注仕様書及び概算工事設計書等に関すること | 質問書提出先 | 沖縄県環境整備センター株式会社 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場安和エコパーク　施設整備課長 久高 幸祥FAX：0980-51-8811　メール：kudaka@okikankyo.jp |
| 提出期限 | 公告日～　令和５年5月10日（水）※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで |
| 提出方法 | 電送（ＦＡＸ又はメール）又は持参※電送で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。 |
| 回答方法 | 質問に対する回答書は以下の期間、沖縄県環境整備センター株式会社のホームページ内に掲載する。http://okikankyo.jp/ |
| 期間 | 回答日～　令和５年5月15日 |

**７　苦情申立て**

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合 | 入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。 |
| 提出期限 | 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）とする。 |
| 提出先 | 沖縄県環境整備センター株式会社 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場　安和エコパーク |
| 提出方法 | 苦情申立書（自由様式）を持参すること。郵送又電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。 |
| (2) 再苦情申立て | 上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して７日以内（休日を除く。）に、再苦情申立書（自由様式）により沖縄県環境整備センター株式会社に対し、再苦情の申立てを行うことができる。 |